

マイプランをしっかりと国民年金
「収めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です」



国民年金保険料を納付された方へ11月上旬に日本年金機構より送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も対象となります。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料については社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書書（下記参照）」が送

られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付して下さい。

（平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年2月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。）

このように税法上でも有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。

保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	
被保険者氏名 住所	納付状況の内訳
納付済額 ①納付済額 ②見込額 ③合計額	納付対象月 年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
証明日 平成26年中の納付済保険料額	●「納付済額」は平成26年中に納付された月を、「見込」は平成26年中に納付が見込まれる月を示しています。
収入徴収官 平成26年中の納付済保険料額	●11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。
●「①納付済額」欄の証明額は、平成26年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。	●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。	●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。
●以下の場合は、「②見込額」・「③合計額」が表示されません。	●2年前納付分の保険料を分割して控除することを希望される場合は、裏面の日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所にお申し出ください。
●他の年金制度（厚生年金保険等）に加入されている場合	
●平成27年3月または平成28年3月までの保険料を前納されている場合	
●保険料の未納期間がある場合	

「文芸」
川柳

本々の葉も 色染め上げて 冬に入る
紅葉の 山に車を 留め見る
紅葉を 踏みしめ 歩く 濡れ落葉
全山が 紅一色の 秋の空
目に映える 紅葉真っ赤に 山を覆め

苦前 小島信子
苦前 齊数範章
留萌市 芳賀敏美
札幌市 関 武
苫前 鎌田信夫
（文責・鎌田）

苦前川柳社

11月は児童虐待防止推進月間です
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や役場税務町民課住民係（☎64-2213）に連絡してください。

乳幼児揺さぶられ症候群
赤ちゃんを激しく揺さぶらないで
赤ちゃんが泣くをやっても泣きやまないと、イライラしてしまうことは誰にでも起こり得ます。しかし、泣きやまないからといって激しく揺さぶらないでください。赤ちゃんや小さな子どもが激しく揺さぶられると、見た目にはわかりにくいですが、頭（脳や網膜）に損傷を受け、重い障害が残ったり、命を落とすこともあります。どうしても泣きやまない時は、赤ちゃんを安全な所に寝かせて、その場を少しの間でも離れ、まず自分をリラックスさせましょう。

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪
全国共通ダイヤル
0570-064-000
児童相談所に電話がつながります。
厚生労働省

津波防災地域づくり講演会in留萌 ～津波防災地域づくりについて学ぶ～

甚大な被害をもたらした東日本大震災を契機に道民一人ひとりの防災意識が高まっていますが、大規模な津波に対しては「逃げる」を軸としたハード・ソフト面からの対策による地域づくりを住民の皆様と考えていく必要があります。

この講演会では、東日本大震災の状況や教訓などを交え、災害に強い地域づくりの必要性や住民と行政の役割、連携（自助・共助・公助）などについて講師2名よりお話ししていただきます。

無料で参加できますので、防災について今一度考える機会としませんか？

日時：12月16日(火) 13:30～16:10（開場13:00）

場所：留萌振興局2階講堂（留萌市住之江町2丁目1番地2）

内容：講演1：高橋 清 氏（北見工業大学社会環境工学科教授）

演 題「地域防災力向上のために～今できること、今しなければならないこと～」

講演2：松尾 一郎 氏（NPO法人環境防災総合政策研究機構理事）

演 題「大規模災害から地域の守り手（消防団、住民防災組織）を守るために～東日本大震災の検証を急げ～」

定員：150名（入場無料・事前申し込みが必要です）

申込み：インターネット、FAXまたは電話にて下記へ12月9日(火) 17時までに申し込みをお願いいたします。

一般財団法人北海道建設技術センター総務部契約研修課

津波防災地域づくり講演会事務局担当

TEL：011-711-2300 FAX：011-711-2630 URL:<http://www.hoctec.or.jp/>



講演1
高橋 清 氏



講演2
松尾 一郎 氏

北海道建設部建設政策局維持管理防災課施設防災グループ(☎011-231-4111(内線29-763))

苫前町にこここタクシーを利用される皆様へお知らせ

70歳以上の高齢者や体に障害をお持ちの方などが利用できるよう「苫前町にこここタクシー」を実施していますが、これまで同事業を利用していただいた中で再度利用事項についての確認すべきことがありますので、次の事項に注意していただきますようお願いいたします。

- ・運行は町内のみで午前8時から午後8時までとなっております。
- ・移動はタクシーを呼んだ場所から目的地までの片道が400円（1,000円）となっておりますので、往復される場合はもう片道分の料金を負担していただくこととなります。
- ・利用登録証を紛失した際や不明な点がありましたら、下記の連絡先へ問い合わせ願います。

企画振興課まちおこし係（☎64-2212）

特設人権心配ごと相談所開設のお知らせ

12月4日～10日までの人権週間にあわせて人権問題や心配ごとなどに関する相談所を次のとおり開設します。

日頃からお困りやお悩みごとがありましたら、この機会にお気軽にご相談下さい。

相談は無料で、その内容などの秘密は守られます。

家庭内の問題（結婚・離婚）・子どもの問題（いじめ・体罰）・他人とのもめごと（騒音・金銭トラブル）・偏見や差別など、どんなことでも相談にのります。



啓発

人権イメージキャラクター人KENまる君

と き	と ころ	相談にあたる委員
12月4日(木) 10時～12時	苫前町福祉センター	人権擁護委員 竹橋 広頭
12月4日(木) 13時～15時	苫前町公民館	人権擁護委員 伊藤 敏男

留萌人権擁護委員協議会・旭川地方法務局留萌支局・苫前町



秋の火災予防運動

～防火パレード・車両啓発パレードを実施～

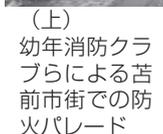
10月15日から31日までの秋の火災予防運動期間中に、苫前・古丹別・力昼各地区にて火災予防啓発活動が行われた。

15日(木)に消防車両及び危険物安全協会の車両6台が参加し、苫前及び力昼市街地で車両啓発パレードが、17日(金)にも古丹別市街地で車両啓発パレードが同じく消防車両及び危険物安全協会の車両7台が参加し火災予防を訴えた。

21日(火)には苫前市街地で防火パレードが行われ、幼年消防クラブの苫前保育園の園児、婦人防火クラブ員、シルバー防火クラブ員などが参加し、火災予防を呼びかけた。



(下)
古丹別市街での車両啓発パレードの様子



(上)
幼年消防クラブらによる苫前市街での防火パレード

古丹別中学校生徒の作品

『自然物からの構成』

1年

中村 聡太くん

曲線を多く描き、自然物をうまく表現できました。



『自然物からの構成』

1年

成田 唯真さん

トマトや豆に光を入れ立体感を出すことやスプーンから果汁をたらすなど工夫できました。



『デッサン』

1年

西 志尚くん

ひもの明暗をつけることで奥行きが見えるよう工夫できました。



『私の学校』

2年

工藤 瑠華さん

時間はかかったけど、空の色を上手に描くことができました。



『古丹別中学校』

2年

杉野 佳奈さん

色づくりと影をつけるのが難しかったです。



『グラウンドからの体育館』

2年

矢田 剛琉くん

体育館の窓ガラスの色を少し変化させながら描いたところを工夫しました。



『自画像』

3年

石川 初音さん

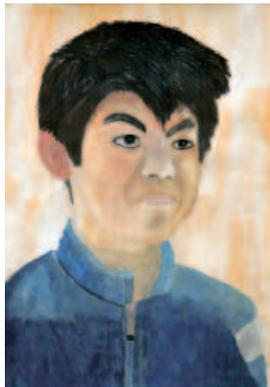


顔の色をつけることや影をつけるのが難しかったけど、シャージの感じはうまくできました。

『自画像』

3年

前川 智輝くん



自分を描くのは違和感がありましたが、もう1人の自分を描くようで楽しかったです。

『自画像』

3年

矢田 颯希さん



色をつけるのが難しく、シャージの色合いや影をつけるのが大変でしたが、細かくていねいに色をつけ、上手にできたのでよかったです。

12月は町税等の滞納整理強化月間です！

町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納め忘れはありませんか？

苫前町では12月を留萌管内統一の取り組みとして「滞納整理強化月間」と設定し、催告書の発送や自宅・勤務先を訪問しての催告及び給与・預貯金の差押えを実施します。

税金は皆さんの暮らしを支える貴重な財源ですので、まだ納税されていない方は早急に納税されるか、下記のとことまで納税について必ず連絡を下さい。

税務町民課税務係 (☎64-2213)

